

事 務 連 絡
平成31年1月31日

各専修学校学校長 殿

文 部 科 学 省
総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室
高等教育局高等教育企画課
国 際 企 画 室

高等教育機関一覧に関する調査について（依頼）

グローバル化の進展等により、高等教育における学生の国際的流動性が高まる中、学生が国境を越えて学ぶ際、支障なくその学びを継続するためには、過去に取得した学位等が他国においても公平・公正に取り扱われることが重要となります。

このような情勢を踏まえ、我が国はユネスコの枠組みの下で採択された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）^{*}を平成29年12月6日に締結しました。

本規約第8・1条においては、各締約国は自国の高等教育制度に属する高等教育機関の一覧（以下、「高等教育機関一覧」という。）を提供することが求められております。高等教育機関一覧が公開されることにより、海外又は我が国の高等教育機関で取得された資格を、我が国又は海外等の機関において適切に承認又は評定する際の情報基盤となり、我が国における外国人留学生や我が国からの海外留学の増加等につながることを期待されます。

文部科学省では、専修学校（専門課程を置くものに限る。以下「専門学校」という。）を含む各高等教育機関に関する情報として、それぞれの学校名や学科名等の日本語及び英語表記等について調査を行い、我が国の高等教育機関一覧を作成して、次年度以降、これを公表することとしており、昨年度、平成30年1月17日付事務連絡（「高等教育機関一覧に関する調査について」）により、必要な事前調査を行ったところです。

つきましては、公表に向けた本調査として、今年度、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構を通じて、すべての専門学校に対して、別添のとおり依頼することとしていますので、御多忙のところ恐れ入りますが、御協力くださるようお願いいたします。

なお、昨年度の調査で御提出いただいた専門学校については、当該調査情報を平成30年5月1日現在のものに更新していただくこととしています。

調査における学校名や学科名等の英語表記については、我が国の高等教育機関一覧を海外等に向けて公表する趣旨に鑑み、情報発信の効果を高めるため、別添（平成27年8月31日付事務連絡「『職業実践専門課程』の英語表記について」）を参照して、可能な限り記載いただくようお願いします。

また、各学校が発行する卒業証書や成績証明書等の表記と、公表される高等教育機関一覧の情報との差異により、卒業生に不利益等が生じないよう、本調査において記載する名称も、可能な限りこれらと同様に記載いただくようお願いします。

※本調査の詳細に関しては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの依頼文を御参照ください。

※東京規約の概要等については、以下 URL より「ユネスコ『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約』」を御参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/index.htm

文部科学省

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係

Tel : 03-5253-4111 (内線 2915)

E-mail: syosensy@mext.go.jp

高等教育局高等教育企画課国際企画室

Tel : 03-5253-4111 (内線 2060、2564)

E-mail: kotokoku@mext.go.jp

事務連絡
平成27年8月31日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

「職業実践専門課程」の英語表記について

平素より専修学校・各種学校教育において御理解・御協力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、「職業実践専門課程」の英語表記につきまして、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における御意見を踏まえ、下記のとおりとしましたので御連絡いたします。

この英語表記については、文部科学省告示等として正式に定めるものではありませんが、今後、各種パンフレット・白書の英訳版等の刊行物において統一的に用いていく予定です。

都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

職業実践専門課程

Professional Post-secondary Course

職業実践専門課程の修了者に「専門士」「高度専門士」の称号を付与する場合

職業実践専門課程
専門士（〇〇専門課程）

Diploma
(Professional Post-secondary Course(〇〇))

職業実践専門課程
高度専門士（〇〇専門課程）

Advanced Diploma
(Professional Post-secondary Course(〇〇))

【担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係（白井、江森）
TEL:03-5253-4111（内線:2915）

職業実践専門課程の英語表記について

専修学校	Specialized Training College
専門課程	Post-secondary Course
<u>職業実践専門課程</u>	<u>Professional Post-secondary Course</u>
専門学校	Professional Training College
高等課程	Upper Secondary Course
高等専修学校	Upper Secondary Specialized Training School
一般課程	General Course
専門士 (〇〇専門課程)	Diploma (Post-secondary Course(〇〇))
<u>職業実践専門課程</u> <u>専門士 (〇〇専門課程)</u>	<u>Diploma</u> <u>(Professional Post-secondary Course(〇〇))</u>
高度専門士 (〇〇専門課程)	Advanced Diploma (Post-secondary Course(〇〇))
<u>職業実践専門課程</u> <u>高度専門士 (〇〇専門課程)</u>	<u>Advanced Diploma</u> <u>(Professional Post-secondary Course(〇〇))</u>

【8分野】

工業
農業
医療
衛生
教育・社会福祉
商業実務
服飾・家政
文化・教養

Technology
Agriculture
Medical Care
Personal Care and Nutrition
Education and Welfare
Business
Fashion and Home Economics
Culture and General Education

各種学校 Miscellaneous School

(注) 下線を付したものは、今回新たに英語表記を定めたもの